

# 鯖江市中河小学校 父母と先生の会（PTA） 会則

|    |    |    |   |   |   |    |   |
|----|----|----|---|---|---|----|---|
| 改正 | 平成 | 4  | 年 | 4 | 月 | 24 | 日 |
| 改正 | 平成 | 6  | 年 | 4 | 月 | 27 | 日 |
| 改正 | 平成 | 12 | 年 | 4 | 月 | 27 | 日 |
| 改正 | 平成 | 14 | 年 | 3 | 月 | 7  | 日 |
| 改正 | 平成 | 18 | 年 | 3 | 月 | 1  | 日 |
| 改正 | 平成 | 22 | 年 | 4 | 月 | 26 | 日 |
| 改正 | 平成 | 23 | 年 | 4 | 月 | 25 | 日 |
| 改正 | 平成 | 25 | 年 | 4 | 月 | 26 | 日 |
| 改正 | 平成 | 27 | 年 | 4 | 月 | 28 | 日 |

## 第1章 総 則

（名称）

第1条 本会は、鯖江市中河小学校父母と先生の会（略称 PTA）と称し、事務局を中河小学校に置く。

（目的）

第2条 本会は、会員のお互いが力を合わせて家庭、学校、社会における児童の健やかな成長発達ならびにその福祉を増進するとともに、会員相互の教養を高め、親睦を深めることを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 児童の健康と福祉の増進に努める。
- (2) 学校教育環境の充実に努める。
- (3) 家庭と学校の緊密な連携をはかる。
- (4) 会員の研修につとめ、教養を高める。
- (5) その他、必要と認める活動を行う。

2 本会の事業年度は1年とし、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わりとす。

## 第2章 会 員

（会員）

第4条 本会は、次の会員で構成する。

- (1) 中河小学校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる者
- (2) 中河小学校に勤務する者
- (3) 校下に在住し、本会に賛同する有志

2 本会の会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

### 第3章 役員

(役員)

第5条 本会には次の役員を置く。

- |         |    |                   |
|---------|----|-------------------|
| (1) 会長  | 1名 | (保護者から)           |
| (2) 副会長 | 2名 | (保護者から男女各1名)      |
| (3) 庶務  | 2名 | (学校職員から)          |
| (4) 会計  | 1名 | (学校職員から)          |
| (5) 監事  | 2名 | (役員および委員以外の保護者から) |
| (6) 顧問  | 2名 | (校長と前PTA会長)       |

(役員を選出)

第6条 本会の役員選出は次のとおりとする。

- (1) 会長および副会長は、原則として新6年生保護者の中から互選する。
- (2) 監事は、役員および委員以外の会員より、新PTA会長が2名委嘱する。

(役員の仕事)

第7条 本会の役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する。
- (3) 庶務は本会運営上の一切の事務を処理する。
- (4) 会計は本会の一切の会計事務を処理する。
- (5) 監事は会計の監査にあたる
- (6) 顧問は本会の企画運営等に関し、意見の調整、施策の提供にあたる。

(役員の仕事)

第8条 各役員の仕事は1年とする。

- 2 本会の会長・副会長を経験した会員は、それ以降、本会の会長・副会長に任命されることはない。但し、本人の承諾があればその限りではない。

### 第4章 委員

(委員)

第9条 本会には、PTAの活動を円滑に行うため、地区委員ならびに学級委員の各委員を置く。

(委員を選出)

第10条 地区委員ならびに学級委員の選出方法は以下に定めるとおりとする。

- (1) 地区委員は、次年度の児童数を考慮した地区の定数に従い、各地区に所属す

る会員の互選によって12月中に選出する。

(2) 学級委員は、各学級の所属会員の中から1名を4月中に選出する。

- 2 原則として、役員は委員を兼ねることはできない。
- 3 地区委員と学級委員とを兼ねることはできない。

(委員の任務)

第11条 地区委員は別に定める各部会に所属して本会の運営にあたるとともに、各地区の諸活動を推進する。

- 2 学級委員は各部会に所属して本会の運営にあたるとともに、各学級の諸活動を推進する。

(委員の任期)

第12条 各委員の任期は1年とする。

- 2 再任に関しては以下に定めるとおりとする。
  - (1) 地区委員の再任に関しては各地区の規定による。
  - (2) 学級委員の再任に関しては、ひとりの児童の就学期間(6年間)で1回までとする。違う学年に兄弟姉妹がいる場合には、それぞれの児童が所属する学年単位で就学期間1回までとする。

## 第5章 会議機関

(総会)

第13条 総会は、最高の決議機関であって、原則として4月に開催する。但し、会長が必要と認めたととき、または、会員の1割以上の要求があれば臨時に開催することができる。

- 2 総会においては次に掲げる事項を協議し決議する。
  - (1) 事業計画に関すること
  - (2) 収支予算および決算に関すること
  - (3) 役員に関すること
  - (4) 会則の改廃に関すること
  - (5) その他重要事項

(全体委員会)

第14条 全体委員会は、役員および委員の全員をもって構成し、4月・3月に開催する。但し、会長が認めたとときは臨時に開催することができる。

- 2 全体委員会は、本会の企画運営、その他全般的事項について協議し、その執行にあたる。

(運営委員会)

第 15 条 運営委員会は、役員（監事・顧問の前 PTA 会長を除く）と各部の部長によって構成し、原則として毎学期 1 回開催する。但し、会長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。また、必要があれば、副部長、監事、顧問の前 PTA 会長に参加要請を行うことができる。

2 運営委員会においては次に掲げる事項を協議し決議する。

- (1) 本会運営の基本に関わる諸問題
- (2) 各部会立案の行事計画
- (3) その他本会の目的遂行のための重要事項

(専門部会)

第 16 条 本会には、総務部・生活部・体育部・広報部・子育て委員会の各専門部会を置き、委員はいずれかの部会に属する。

2 各部会には部長 1 名、副部長 2 名を置く。

- (1) 部長：部会ごとに、地区委員の互選によって、部長を 1 名選出する。
- (2) 副部長：部会ごとに、1 名は部員から互選する。1 名は学校職員があたる。

3 各部会の会合は部長が必要と認めた時に開催する。また、会長あるいは学校の要請で開催することができる。

4 各部の業務は次のとおりである。

(1) 総務部

- ・ 予算編成と財務の確立をはかる。
- ・ 学校の文化的行事に参加し、協力する。
- ・ 会員相互の文化的活動の振興をはかる。

(2) 生活部

- ・ 地域環境の充実につとめる。
- ・ 児童の校外子ども会活動に参画し、助成する。
- ・ 児童の校外生活における支援および指導を行う。
- ・ 児童の安全教育に協力する。

(3) 体育部

- ・ 体育的行事に参加し、協力する。
- ・ 児童の体力の向上と健康増進につとめる。
- ・ 保健衛生的な環境の整備・充実をはかる。
- ・ 会員相互の福祉増進および親睦をはかる。

(4) 広報部

- ・ 広報活動を通して会員の教養と意識の向上をはかる。

(5) 子育て委員会

- ・ PTA 活動を通して望ましい親の在り方、家庭の在り方について研修する。

5 各部は、年度初めの総会において承認された事業計画に基づいてそれぞれの具体案を作成し、事業の実行にあたる。

6 会長は必要に応じて運営委員会に諮り、臨時に特別委員会を置くことができる。

## 第6章 会計

(経費)

第17条 本会の経費は、会費・寄付金・事業収入・その他の収入をもってこれに充てる。

2 会費の額に関しては以下に定めるとおりとし、毎月徴収する。

- (1) 会員世帯当たり月額 100 円、児童一人あたり月額 200 円
- (2) 学校職員は一人あたり月額 300 円

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は1年とし、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(監査)

第19条 監事は年度末に会計監査を行い、次年度の総会にその結果を報告する。

## 第7章 慶弔

(弔意)

第20条 会員および児童に弔事が発生した場合には、別に定める慶弔規定により弔意を表す。

(顕彰)

第21条 会員および児童が本会または学校に関し、著しい功績があった場合には、協議のうえ慶意を表す。

## 第8章 改正

(改正)

第22条 本会則は、総会出席者の3分の2以上の賛成を得て改正することができる。

付則 本会則は、平成元年3月6日より施行する。

付則 本会則は、平成14年3月7日より施行する。

付則 本会則は、平成18年3月1日より施行する。

付則 本会則は、平成22年4月26日より施行する。

付則 本会則は、平成23年4月25日より施行する。  
(改正：第10条第2項 上河端3名を4名に変更)

付則 本会則は、平成25年4月26日より施行する。  
(改正：第5条、第6条、第14条、第15条、第16条)

付則 本会則は、平成27年4月28日より施行する。  
(改正：第6条、第8条、第10条、第12条、第16条2)

## 細則

### 中河小学校 PTA 慶弔規定

#### (目的)

第 1 条 本規定は中河小学校在学児童、保護者、校長および教職員に対しての慶弔について定める。

#### (経費)

第 2 条 本規定に定める経費は、PTA の慶弔費をもって充てる。

#### (弔慰金)

第 3 条 弔慰金については次の通り定めるものとする。

- (1) 会員が死亡の時 10,000 円
- (2) 在籍児童が死亡の時 10,000 円
- (3) 会員並びに在籍児童が傷病のため長期療養の時は、会長、副会長、学校長で協議する。
- (4) 会員が災害を受けた場合は、会長、副会長、学校長で協議する。
- (5) その他この規定に定める以外の場合は、会長、副会長、学校長で協議する。

#### (弔意)

第 4 条 弔意は本会を代表して会長が表明し、通夜・葬儀に参列する。ただし、会長不在の場合は役員協議の上、代理の者がこれを行う。

#### (その他)

第 5 条 その他の事項については次に定めるとおりとする。

- (1) 本規定に基づく弔意に対しての返礼は辞退するものとする。
- (2) 本規定は、運営委員会で改正できるものとする。